

入 札 説 明 書

— 旧大淀町立第一保育所解体工事に伴う設計業務 —

旧大淀町立第一保育所解体工事に伴う設計業務に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 旧大淀町立第一保育所解体工事に伴う設計業務
- (2) 業 務 番 号 第8－健こ－設委－2号
- (3) 業 務 場 所 大淀町 桧垣本 地内
- (4) 業 務 の 内 容 旧大淀町立第一保育所の解体工事設計業務
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9年 5月31日まで
ただし、工事費の算出は令和9年1月20日までとする。
- (6) 予 定 価 格 金 5, 0 9 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）
- (7) 最低制限価格 設定なし
- (8) 入 札 方 法 事後審査型一般競争入札（郵便入札）
- (9) 入 札 回 数 1回
- (10) 入 札 保 証 金 免除
大淀町契約規則（昭和40年9月大淀町規則第5号）第4条第1項ただし書きの規定により入札保証金は免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、損害賠償金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の100分の5に相当する額を納めなければなりません。
- (11) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。
- (12) 支 払 条 件 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から30日以内
前払金については、大淀町公共工事の前金払及び中間前金払に関する要綱（平成28年4月施行）によるものとします。
- (13) 議 会 の 議 決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8・9年度 大淀町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、「建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）」に登録がある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出した者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

- (1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
 - ① 奈良県内に本店又は代理権限を持つ営業所を有すること。
 - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 本業務にあたって次に掲げる条件を満たす管理技術者を1名配置できること。
 - 1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

入札に参加することができません。

- (3) 質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書を下記の通り、FAXにて送付してください。

なお、電話により必ず到着したか確認してください。持参によるものは受け付けません。

- ① 期 間 令和 8年 9月18日(金) から令和 8年10月 7日(水) まで の午前8時
30分から午後5時まで。ただし、**最終日である10月 7日は正午まで**とします。
(土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。)

- ② 送信先 FAX 0747-52-4310
『 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係 』 宛

なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

- (4) 質疑書に対する回答については、**令和 8年10月 8日(木)**の午後5時までに入札契約係より
各者宛てにFAXにて送付します。

第4 競争入札参加表明書の提出

- (1) この業務の競争入札に参加しようとする者は、町長が定める競争入札参加表明書を次のとおり町長
に提出しなければなりません。

- ① 期 間 令和 8年 9月18日(金) から令和 8年10月 6日(火) まで(必着)
※到着期限後に到着した表明書については無効となります。
※持参による場合は上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日
曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。
- ② 場 所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
- ③ 提出方法 提出は、書留郵便等による郵送、または持参によること。
- ④ その他 競争入札参加表明書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームペ
ージでダウンロードすることができます。

第5 入札の手続き及び開札の日時等

- (1) 入札書は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留又は簡易書留郵便としてください。作成及
び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、郵便入札の概要を参照してくださ
い。)

- ① 提出期限 令和 8年10月15日(木) まで(必着)
※ 到着期限後に到着した入札については無効となります。

- ② 提出場所 〒638-8501
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地
大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

- (2) 開札の日時 令和 8年10月16日(金) 午前 9時00分

- (3) 開札の場所 大淀町役場 201 会議室

- (4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書(様式第3号・ホ
ームページ掲載)を開札日前日(開札日前日が大淀町の休日を定める条例に規定す
る町の休日に当たるときは、その直前の閉庁日とします。)の正午までに大淀町役場
総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、
希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は
開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。

なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立
会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印
をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者

がない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会いを行います。

第6 入札の方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回（入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。）することはできません。
- (2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。
- (3) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。
 - ① 辞退届を持参又は書留郵便等により提出する。
 - ② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便等により郵送する。
- (4) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第7 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
 - ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
 - ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
 - ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
 - ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
 - ⑦ 極端に低い価格の入札（建設工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
 - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除した場合を除く。）
 - ⑨ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・書留郵便等以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
 - ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者

- ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、大淀町の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記(2)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者としします。落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者（代理人を含みます。）の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者があるときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせることとします。
- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。
- また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。
- ・ 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
 - ・ 落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・ 定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき
- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提出場所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の書類を添えて提出するものとします。
- ・ 各種法令等に基づく登録の状況を記載した書面（別紙1）
 - ・ 配置予定技術者の資格・実績報告書【管理技術者】（別紙2）
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面（別紙3）
 - ・ 競争入札参加資格確認申請書チェックリスト（別紙4）

- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第10 その他

(1) 入札の中止等

競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。

(2) 入札結果の公表

落札者決定の翌日から「総務部 総務課 入札契約係」において閲覧に供し、併せて大淀町ホームページへ掲載します。

(3) 契約書作成の要否

要します。(落札決定後5日以内)

(4) 契約者

大淀町長 辻本 眞宏

(5) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090

大淀町役場 住民福祉部 健康こども課 TEL 0747-52-5501

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

- ① 第7(2)①から⑪のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
- ② 施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ③ 奈良県又は大淀町において入札参加資格停止措置を受けた場合
- ④ 破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合
- ⑤ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお充前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質

的に関与していると認められるとき。

- (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が ア から オ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) この契約に係る下請契約等に当たり、 ア から オ までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カ に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (ク) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 契約保証金

免除 大淀町契約規則第19条第1項ただし書きの規定により契約保証金は免除とします。ただし、同規則第25条の規定により契約解除となった場合には、損害賠償金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10に相当する額を納めなければなりません。

- (8) その他詳細や定めのない事項については、大淀町契約規則、大淀町入札執行要綱、大淀町一般競争入札執行要領、大淀町郵便入札執行要領等及び関係法令によるものとします。

(9) 問い合わせ

不明な点については、〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

TEL: 0747-52-5501 (内線206)

FAX: 0747-52-4310

e-mail: soumu@town.oyodo.lg.jp

まで問い合わせてください。